

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当たる翌日
に当たる日は、
休日がと日)

◇鳥取県個人情報保護審議会規則
この規則は、鳥取県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の組織
及び運営に関し必要な事項を定めるものとすることとした。

一 趣旨

目 次

◇規 則

鳥取県個人情報保護審議会規則（総務課）

鳥取県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の
閲覧に関する規則（〃）

鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例の施行期
日を定める規則（景観自然課）

鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館管理規則（〃）

鳥取県立とつとり花回廊管理規則（大規模活性化プロジェクト推進室）

鳥取県立とつとり出会いの森管理規則（〃）

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則（職員課）

市町村長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則（〃）

鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則（経営流
通課）

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する
規則（住宅課）

鳥取県企業局財務規程の一部を改正する規程（総務課）

鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程（総務課）

◇企業局管 理規程

鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程（総務課）

この規則は、鳥取県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の組織
及び運営に関し必要な事項を定めるものとすることとした。

二 会長

- 1 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定めることとした。
- 2 会長は、会務を総理することとした。

三 会議

- 1 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となることとした。
- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない
こととした。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決す
ることによることとした。

四 庶務

- 1 審議会の庶務は、総務部総務課において処理することとした。

五 雜則

- 1 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が
定めることとした。

六 施行期日

- 1 この規則は、平成十一年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則

一 趣旨（第一条関係）

この規則は、外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に關し必要な事項を定めるものとすることとした。

二 閲覧の場所（第二条関係）

閲覧の場所は、鳥取県監査委員事務局とするとした。

三 閲覧期間（第三条関係）

閲覧期間は、外部監査契約を締結した日から一月間（外部監査契約の契約期間が一月に満たない場合にあっては、当該契約期間）とするとした。

四 閲覧を行わない日（第四条関係）

1 閲覧を行わない日は、次のとおりとすることとした。

(一) 日曜日及び土曜日

(二) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

- (三) 一月二日及び同月三日並びに十二月二十九日から同月三十一日までの日
2 知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に閲覧を行わない日を定めることができるとした。

五 閲覧時間（第五条関係）

閲覧時間は、午前九時から午後五時までとすることとした。

六 閲覧手続（第六条関係）

閲覧をしようとする者は、知事にその旨を申し出なければならないこととした。

七 持出しの禁止（第七条関係）

書面は、閲覧の場所の外に持ち出してはならないこととした。

八 閲覧の中止（第八条関係）

知事は、次のいずれかに該当する者に対するては、閲覧の中止を命ずることができるとした。

(一) 係員の指示に従わない者

(二) 書面を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある者

(三) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある者

九 施行期日

この規則は、平成十一年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館管理規則

一 目的（第一条関係）

この規則は、鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館（以下「自然ふれあい館」という。）の管理に關し必要な事項を定めることとするとした。

二 開館時間（第二条関係）

- 1 自然ふれあい館の開館時間は、午前九時から午後五時までとすることとした。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができるとした。

- 2 知事は、開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を自然ふれあい館に掲示しなければならないこととした。

三 休館日（第三条関係）

1 自然ふれあい館の休館日は、次のとおりとすることとした。

(一) 月曜日（その日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日）
(二) 一月一日及び十二月三十一日

- (三) 一月二日から三月三十一日まで及び十二月一日から同月三十日までの間の火曜日、水曜日及び木曜日（その日が休日に当たるときを除く）

- 2 知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができるとした。

- 3 臨時に休館し、又は休館日に開館する場合は、二の2と同様の措置を講ずることとした。

四 利用の申込み（第四条関係）

自然ふれあい館の利用許可を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより利用の申込みをしなければならないこととした。

五 入館券の交付（第五条関係）

知事は、自然ふれあい館の利用許可をしたときは、入館券を交付するものとすることとした。

六 施設設備の損傷等の届出（第六条関係）

自然ふれあい館の施設設備又は展示物を損傷し、又は汚損した者は、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならぬこととした。

七 利用料金の減免（第七条関係）

利用料金の減額又は免除を行うことができる場合は、次のとおりとし、減額後の利用料金は、知事が別に定めることとした。
1 本県が主催、共催又は後援する観光客誘致のための事業の参加者が入館するとき。

2 その他利用料金の減額又は免除を行う必要があると認められるとき。

八 雜則（第八条関係）

この規則に定めるもののほか、自然ふれあい館の管理に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

九 施行期日

この規則は、平成十一年七月十八日から施行することとした。

◇鳥取県立とつとり花回廊管理規則

一 目的（第一条関係）

この規則は、鳥取県立とつとり花回廊（以下「とつとり花回廊」という。）の管理に関し必要な事項を定めることを目的とした。

二 開園時間（第二条関係）

1 とつとり花回廊の開園時間は、午前九時から午後五時まで（一月から三月まで及び十二月にあっては、午前九時から午後四時三十分まで）とすること。

とした。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することとした。

2 知事は、開園時間を変更するときは、あらかじめその旨をとつとり花回廊に掲示しなければならないこととした。

三 休園日（第三条関係）

1 とつとり花回廊の休園日は、次のとおりとすることとした。
(一) 一月から三月まで及び十二月の火曜日（その日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日）

(二) 一月一日及び十一月二十九日から同月三十一日までの日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に休園し、又は休園日に開園することとした。
3 臨時に休園し、又は休園日に開園する場合は、二の2と同様の措置を講ずることとした。

四 利用の申込み（第四条関係）

とつとり花回廊の利用許可を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより利用の申込みをしなければならないこととした。

五 入園券の交付（第五条関係）

知事は、とつとり花回廊の利用許可をしたときは、知事が別に定める場合を除き、入園券を交付することとした。

六 施設設備の損傷等の届出（第六条関係）

とつとり花回廊の施設設備又は展示物を損傷し、又は汚損した者は、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならぬこととした。

七 利用料金の減免（第七条関係）

利用料金の減免を行うことができる場合は、次のとおりとすることとした。

(一) 本県が主催、共催又は後援する観光客誘致のための事業の参加者が利用するとき。

(二) その他財團法人鳥取県観光事業団が特に必要があると認めるとき。

平成11年3月12日 金曜日

鳥 取 県 公 報

八 雜則（第八条関係）

この規則に定めるもののほか、とつとり花回廊の管理に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

九 施行期日

この規則は、平成十一年四月十八日から施行することとした。

◇鳥取県立とつとり出合いの森管理規則

一 目的（第一条関係）

この規則は、鳥取県立とつとり出合いの森（以下「とつとり出合いの森」という。）の管理に関し必要な事項を定めることとする」とすることとした。

二 利用時間（第二条関係）

1 とつとり出合いの森の利用時間は、午前九時から午後五時までとする」とした。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができるのこととした。

2 知事は、利用時間を変更するときは、あらかじめその旨をとつとり出合いの森に掲示しなければならないこととした。

三 休園日（第三条関係）

1 とつとり出合いの森の休園日は、一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日までの日とする」ととした。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に休園し、又は休園日に開園することができることとした。

3 臨時に休園し、又は休園日に開園する場合は、一の2と同様の措置を講ずることとした。

四 施設設備の損傷等の届出（第四条関係）

とつとり出合いの森の施設設備又は展示物を損傷し、又は汚損した者は、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならぬこととした。

五 雜則（第五条関係）

この規則に定めるもののほか、とつとり出合いの森の管理に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

六 施行期日

この規則は、平成十一年四月四日から施行することとした。

◇鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

一 本庁に関する事項

課の内部組織の変更

(一) 森林保全課の全国育樹祭準備室を廃止することとした。
(二) 長寿社会課の内部組織を変更することとした。

二 附属機関に関する事項

1 附属機関の新設

鳥取県個人情報保護審議会、鳥取県感染症診査協議会及び鳥取県環境影響評価審査会を新設することとした。

2 附属機関の廃止

鳥取県保健所運営協議会を廃止することとした。

三 地方機関に関する事項

1 地方機関の新設

鳥取砂丘こどもの国、水ノ山自然ふれあい館及びとつとり花回廊を新設することとした。

2 地方機関の廃止

母子福祉センター及び東部健康増進センターを廃止することとした。

3 地方機関の内部組織の変更

健康福祉センター等の内部組織を変更することとした。

四 その他

所掌事務等について所要の規定の整備を行うこととした。

五 施行期日

この規則は、平成十一年四月一日から施行することとした。ただし、鳥取県保健所運営協議会の廃止に係る部分は公布の日から、とつとり花回廊の新設に係る部分は平成十一年四月十八日から、氷ノ山自然ふれあい館の新設に係る部分は同年七月十八日から施行することとした。

鳥取県個人情報保護審議会規則をここに公布する。

規 則

◇市町村長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

一 次のとおり、知事の権限に属する事務を市町村長に委任することとした。

事務	委任先
(一) 国有財産法に基づく建設省所管の行政財産に関する事務 のうち法定外公共用財産に係る境界確定等	各市町村長
(二) 土地区画整理法に基づく換地計画の認可等（個人施行者 (市を除く。) 及び土地区画整理組合が施行する土地区画 整理事業に係るものに限る。）	各市長
(三) 都市計画法に基づく市街化調整区域内における開発行為 の許可等	鳥取市長及び米子市長

二 1 この規則は、平成十一年四月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

3 鳥取県事務処理権限規則について所要の規定の整備を行うこととした。

◇鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則

一 新たに中心市街地商業活性化推進事業に必要な資金を貸し付けるものとする

こととした。（第三条関係）

二 中小商業活性化推進事業を貸付対象事業から除くこととした。（第三条関係）

3 この規則は、公布の日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

（趣旨）

第一条 この規則は、鳥取県個人情報保護条例（平成十一年三月鳥取県条例第三号）第
三十七条第八項の規定に基づき、鳥取県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）
の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長）

第二条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員
がその職務を代理する。

（会議）

第三条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ
による。

（庶務）

第四条 審議会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第五条 この規則に定めるものほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

鳥取県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則をここに公布する。

平成十一年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三号

鳥取県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、外部監査契約（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十七第一項に規定する外部監査契約をいう。以下同じ。）を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する事項を定めるものとする。

(閲覧の場所)

第二条 閲覧の場所は、鳥取県監査委員事務局とする。

(閲覧期間)

第三条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第一百四十四条の四十九の二十五第一項の規則で定める期間は、外部監査契約を締結した日

から一月間（外部監査契約の契約期間が一月に満たない場合にあっては、当該契約期間）とする。

2 前項の規定は、政令第一百七十四条の四十九の三十三第一項（政令第一百七十四条の四十九の三十八第一項、第一百七十四条の四十九の三十九第一項、第一百七十四条の四十九の四十第一項及び第一百七十四条の四十九の四十一第一項において準用する場合を含む。）の規則で定める期間について準用する。

(閲覧を行わない日)

第四条 閲覧を行わない日は、次のとおりとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日

三 一月二日及び同月三日並びに十二月二十九日から同月三十一日までの日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる日のほかに、臨時に閲覧を行わない日を定めることができる。

(閲覧時間)

第五条 閲覧時間は、午前九時から午後五時までとする。

(閲覧手続)

第六条 閲覧をしようとする者は、知事にその旨を申し出なければならない。

(持出しの禁止)

第七条 書面は、閲覧の場所の外に持ち出してはならない。

(閲覧の中止)

第八条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対する場合は、閲覧の中止を命ずることができる。

一 係員の指示に従わない者

二 書面を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある者

三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある者

附 則

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十一年三月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四号

鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則

鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例（平成十一年一月鳥取県条例第二十五号）の施行期日は、平成十一年七月十八日とする。

鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館管理規則をここに公布する。

平成十一年三月十一日

鳥取県規則第五号

鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館管理規則

（目的）

第一条 この規則は、鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例（平成十一年十二月鳥取県条例第二十五号。以下「条例」という。）の規定に基づき、鳥取

県立氷ノ山自然ふれあい館（以下「自然ふれあい館」という。）の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（開館時間）

第二条 自然ふれあい館の開館時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

2 知事は、前項ただし書の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を自然ふれあい館に掲示しなければならない。

（休館日）

第三条 自然ふれあい館の休館日は、次のとおりとする。

1 一月曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その直後の休日でない日）

2 一月一日及び十二月三十一日

3 一月二日から三月三十日まで及び十二月一日から同月二十日までの間の火曜日、水曜日及び木曜日（その日が休日に当たるときを除く。）

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

3 前条第二項の規定は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館する場合に準用する。

（利用の申込み）

第四条 条例第三条の規定による許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより利用の申込みをしなければならない。

（入館券の交付）

第五条 知事は、利用許可をしたときは、知事が別に定める入館券を交付するものとする。

（施設設備の損傷等の届出）

第六条 自然ふれあい館の施設設備又は展示物を損傷し、又は汚損した者は、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならない。

(利用料金の減免)

第七条 条例第九条の規定による利用料金の減額又は免除を行うことができる場合は、次のとおりとする。この場合において、減額後の利用料金は、知事が別に定める。

- 一 本県が主催、共催又は後援する観光客誘致のための事業の参加者が利用するとき。
- 二 その他利用料金の減額又は免除を行う必要があると認められるとき。

(雑則)

第八条 この規則に定めるもののほか、自然ふれあい館の管理に関する必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成十一年七月十八日から施行する。

鳥取県立とつとり花回廊管理規則をここに公布する。

平成十一年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六号

鳥取県立とつとり花回廊管理規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県立とつとり花回廊の設置及び管理に関する条例（平成十年

十月鳥取県条例第二十一号。以下「条例」という。）の規定に基づき、鳥取県立とつとり花回廊（以下「とつとり花回廊」という。）の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(開園時間)

第二条 とつとり花回廊の開園時間は、午前九時から午後五時まで（一月から三月まで

及び十一月にあっては、午前九時から午後四時三十分まで）とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

- 2 知事は、前項ただし書の規定により開園時間を変更するときは、あらかじめその旨をとつとり花回廊に掲示しなければならない。

(休園日)

第三条 とつとり花回廊の休園日は、次のとおりとする。

- 一 一月から三月まで及び十二月の火曜日（その日が休日（国民の祝日に該する法律（昭和二十三年法律第二百七十八号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その直後の休日でない日）
 - 二 一月一日及び十二月二十九日から同月三十一日までの日
 - 3 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休園し、又は休園日に開園することができる。
- 3 前条第二項の規定は、前項の規定により臨時に休園し、又は休園日に開園する場合に準用する。

(利用の申込み)

第四条 条例第三条の規定による許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより利用の申込みをしなければならない。

(入園券の交付)

第五条 知事は、利用許可をしたときは、知事が別に定める場合を除き、入園券を交付するものとする。

(施設設備の損傷等の届出)

第六条 とつとり花回廊の施設設備又は展示物を損傷し、又は汚損した者は、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならない。

(利用料金の減免)

第七条 条例第八条の規定による利用料金の減免を行うことができる場合は、次のとおりとする。

一 本県が主催、共催又は後援する観光客誘致のための事業の参加者が利用するとき。

二 その他財團法人鳥取県觀光事業団が特に必要があると認めるとき。

(雑則)

第八条 この規則に定めるもののほか、とつとり花回廊の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成十一年四月十八日から施行する。

鳥取県立とつとり出合いの森管理規則をここに公布する。

平成十一年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七号

鳥取県立とつとり出合いの森管理規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県立とつとり出合いの森の設置及び管理に関する条例（平成十一年三月鳥取県条例第六号）の規定に基づき、鳥取県立とつとり出合いの森（以下「とつとり出合いの森」という。）の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(利用時間)

第二条 とつとり出合いの森の利用時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

2 知事は、前項ただし書の規定により利用時間を変更するときは、あらかじめその旨をとつとり出合いの森に掲示しなければならない。

(休園日)

第三条 とつとり出合いの森の休園日は、一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十日までの日とする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休園し、又は休園日に開園することができる。

3 前条第二項の規定は、前項の規定により臨時に休園し、又は休園日に開園する場合に準用する。

(施設設備の損傷等の届出)

第四条 とつとり出合いの森の施設設備又は展示物を損傷し、又は汚損した者は、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならない。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、とつとり出合いの森の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成十一年四月四日から施行する。

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第八号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「精神薄弱者更生相談所」を「知的障害者更生相談所」に、「精神薄弱者更生

施設」を「知的障害者更生施設」に、「精神薄弱者授産施設」を「知的障害者授産施設」に、「精神薄弱者通勤寮」を「知的障害者通勤寮」に、「精神薄弱児施設」を「知的障害児施設」に、「母子福祉センター」を「鳥取砂丘こどもの国」に、「第五款 自然科学館」に、「第五款 地方農林振興局 (第八十四条・第八十五条)」を「第五款 自然科学館 (第八十四条・第八十五条)」に、「第一款 地方農林振興局 (第八十六条—第一百八条)」を「第一款 地方農林振興局 (第八十六条—第一百八条)」に、「第一款 地方農林振興局 (第八十五条の二 水ノ山自然ふれあい館 (第八十五条の二) 第五款の二 水ノ山自然ふれあい館 (第八十五条の二))」に、「第一款 地方農林振興局 (第八十六条—第一百八条)」を「第一款 地方農林振興局 (第八十五条の三)」に、「第一款 地方農林振興局 (第八十六条—第一百八条)」に、「第一款 地方農林振興局 (第八十五条の三)」に改める。

の二 とつとり花回廊 (第一百八条の二—第一百八条の三) に改める。

第六条の表福祉保健部の長寿社会課の項中「在宅福祉係・」を削り、同表農林水産部の森林保全課の項中「・全国育樹祭準備室」を削る。

第八条企画課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同条公園都市政策課の項第四号中「発電用施設」の上に「地方拠点都市の整備、新産業都市建設の促進」を加える。

第九条障害福祉課の項第二号中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改め、同項第六号中「精神薄弱者更生相談所」を「知的障害者更生相談所」に、「精神薄弱者更生施設、精神薄弱者授産施設」を「知的障害者更生施設、知的障害者授産施設」に、「精神薄弱者通勤寮」を「知的障害者通勤寮」に、「精神薄弱児施設」を「知的障害児施設」に改め、同条児童家庭課の項第五号中「母子福祉センター」を「鳥取砂丘こどもの国」に改め、同条健康対策課の項第十五号中「伝染病」を「感染症その他の疾病」に改め、「及び検疫」を削り、同項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とする。

第十条景観自然課の項第七号中「自然科学館」の下に「及び水ノ山自然ふれあい館」を加える。

第十二条大規模活性化プロジェクト推進室の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 とつとり花回廊及びとつとり出合いの森に関すること。

第十二条農産園芸課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同条森林保全課の項第十一号を削る。

第十八条の表中

鳥取県公文書公開審議会	鳥取県公文書公開条例 (昭和六十三年三月鳥取県条例第二号) 第十三条第一項の規定による情報の開示範囲及び同条例の施行に関する重要事項についての実施機関に対する意見の具申並びに公文書の開示請求に対する決定に係る不服申立てについての審議に関する事務
-------------	--

第十八条の表中

鳥取県個人情報保護条例 (平成十一年三月鳥取県条例第三号) 第三十七条第一項の規定による個人情報の収集範囲等及び同条例の施行に関する重要事項についての実施機関に対する意見の具申並びに自己の個人情報の開示請求又は訂正請求に対する決定に係る不服申立て及び自己の個人情報の不適正な取扱いに係る是正の再申出についての審議に関する事務	鳥取県個人情報保護条例 (平成十一年三月鳥取県条例第三号) 第三十七条第一項の規定による個人情報の収集範囲等及び同条例の施行に関する重要事項についての実施機関に対する意見の具申並びに自己の個人情報の開示請求又は訂正請求に対する決定に係る不服申立て及び自己の個人情報の不適正な取扱いに係る是正の再申出についての審議に関する事務
--	--

第十八条の表中

鳥取県総合開発審議会	鳥取県総合開発審議会の項から鳥取県土地利用審査会の項までを次のように改める。
鳥取県総合開発審議会	鳥取県総合開発審議会条例 (昭和二十五年八月鳥取県条例第四十ニ号) 第一条及び第二条の規定による
企画課	企画課

第十八条の表中

中海地区 新産業都市建設協議会	鳥取県総合開発審議会の項から鳥取県土地利用審査会の項までを次のように改める。
新産業都市建設促進法 (昭和三十七年法律第百七号) 第十条の規定による新産業都市に係る建設基本計画の作成及びその建設の促進に関する重要事項の調査審議に関する事務	新産業都市建設促進法 (昭和三十七年法律第百七号) 第十条の規定による新産業都市に係る建設基本計画の作成及びその建設の促進に関する重要事項の調査審議並びに知事に對する報告又は勧告に関する事務

取県児童福祉審議会の項中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改め、同表鳥取県保母試験委員の項中「鳥取県保母試験委員」を「鳥取県保育士試験委員」に、「保母試験の」を「保育士試験の」に、「保母試験に」を「保育士試験に」に改め、同表中

鳥取県社会福祉審議会	社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第六条第二項の規定による社会福祉に関する事項（児童福祉に関する事項を除く。）の調査審議及び関係行政機関に対する意見の具申に関する事務
------------	--

に改め、同表鳥

鳥取県社会福祉審議会	社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第六条第二項の規定による社会福祉に関する事項（児童福祉に関する事項を除く。）の調査審議及び関係行政機関に対する意見の具申に関する事務
鳥取県鳥取保健所運営協議会及び鳥取県米子保健所運営協議会	地域保健法（昭和二十二年法律第一百一号）第十一條の規定による保健所の所管区域内の地域保健及び当該保健所の運営に関する事項の審議に関する事務

第十八条の表中

鳥取県土地利用審議会	国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第三十八条第二項の規定による同法によりその権限に属させられた事項の調査審議並びに国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項の調査審議に関する事務
------------	--

公園都市
市政
策課

鳥取県精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十二条の規定による定期報告等に係る措置入院者又は医療保護入院者の入院の要否についての審査及び入院中の者又はその保護義務者からの退院等の請求についての審査に関する事務
------------	--

鳥取県東部感染症検査協議会、鳥取県中部感染症検査協議会及び鳥取県西部感染症検査協議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十二条の規定による定期報告等に係る措置入院者又は医療保護入院者の入院の要否についての審査及び入院中の者又はその保護義務者からの退院等の請求についての審査に関する事務
--	--

を

鳥取県精査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十二条の規定による定期報告等に係る措置入院者又は医療保護入院者の入院の要否についての審査及び入院中の者又はその保護義務者からの退院等の請求についての審査に関する事務
--------	--

鳥取県社会保険審議会	保険医療協議会の項中「社会保険審議会及び社会保険医療協議会法」を「社会保険医療協議会法」に、「第十四条第二項」を「第二条第二項」に改め、同表中
------------	---

鳥取県環境審議会	環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条 第一項の規定による環境の保全に関する基本的事項の調査審議等に関する事務
鳥取県環境影響評価審査会	環境政策課 環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条 第一項の規定による環境の保全に関する基本的事項の調査審議等に関する事務 鳥取県環境影響評価条例（平成十年十一月鳥取県条例第十四号）第四十条の規定による技術指針、方 法書、準備書及び評価書に対する知事の意見その他 の事項の調査審議に関する事務

める。

第三十六条の六第一項中「総務企画課」を「総務企画室」に、「同課」を「同室」に、

「庶務係」を「総務係」に改め、同条第三項中「総務企画課」を「総務企画室」に改め、

第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 福祉のまちづくりの推進に関すること。

八 介護保険に関すること。

第三十八条第二項第十五号及び第三十八条の三中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

第四章第四節中「第三款 精神薄弱者更生相談所」を「第三款 知的障害者更生相談

所」に改める。

第四十一条の表以外の部分中「精神薄弱者更生相談所」を「知的障害者更生相談所」に改め、同条の表中「鳥取県精神薄弱者更生相談所」を「鳥取県知的障害者更生相談所」に改める。

第四十二条各号列記以外の部分中「精神薄弱者更生相談所」を「知的障害者更生相談所」に改める。

第七十条 鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例（平成十年十月鳥取県条例第十九号）第二条の規定により設置された鳥取砂丘こどもの国の名称及び位置は、次のとおりである。

第四章第四節中「第四款の二 精神薄弱者更生施設」を「第四款の二 知的障害者更生施設」に改める。

第四十五条の二中「精神薄弱者更生施設」を「知的障害者更生施設」に改める。

第四十五条の三中「精神薄弱者更生施設」を「知的障害者更生施設」に、「精神薄弱者」を「知的障害者」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四章第四節中「第四款の三 精神薄弱者授産施設」を「第四款の三 知的障害者授産施設」に改める。

第四十五条の四中「精神薄弱者授産施設」を「知的障害者授産施設」に改める。

第四十五条の五中「精神薄弱者授産施設」を「知的障害者授産施設」に、「精神薄弱者で」を「知的障害者で」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四章第四節中「第四款の五 精神薄弱者通勤寮」を「第四款の五 知的障害者通勤寮」に改める。

第四章第四節中「第四款の六 精神薄弱者通勤寮」を「第四款の六 知的障害者通勤寮」に改める。

第四十五条の八中「精神薄弱者通勤寮」を「知的障害者通勤寮」に改める。

第四十五条の九中「精神薄弱者通勤寮」を「知的障害者通勤寮」に、「精神薄弱者で」を「知的障害者で」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四章第四節中「第十款 精神薄弱児施設」を「第十款 知的障害児施設」に改める。

第五十八条中「精神薄弱児施設」を「知的障害児施設」に改める。

第五十九条中「精神薄弱児施設」を「知的障害児施設」に、「精神薄弱の」を「知的障害のある」に改める。

第六十条中「精神薄弱児施設」を「知的障害児施設」に改める。

第六十一条中「精神薄弱児施設」を「知的障害児施設」に改める。

第四章第四節第十四款を次のように改める。

第四章第四節第十四款を次のように改める。

第十四款 鳥取砂丘こどもの国

(名称及び位置)

名 称	位 置
鳥取県立鳥取砂丘こどもの国	鳥取市

(所掌事務)

第七十一条 鳥取砂丘こどもの国は、自然とのふれあいや遊びを通じて子どもたちが憩い楽しめる場を提供し、もつて児童の健全な育成に資するための事務を所掌する。

第七十二条の三 第二項保健予防課の項第七号中「急性伝染病」を「感染症その他の疾

病」に改め、「及び防疫」を削り、同項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号

から第十六号までを一號ずつ繰り上げ、同条第二項保健衛生課の項第二号中「急性伝染

病」を「感染症その他の疾病」に改め、「及び防疫」を削り、同項中第三号を削り、第

四号を第三号とし、第五号から第二十七号までを一號ずつ繰り上げる。

第七十二条の表中鳥取県立東部健康増進センターの項を削る。

第四章第五節第五款の次に次の一款を加える。

第五款の二 水ノ山自然ふれあい館

(名称及び位置)

第八十五条の二 鳥取県立水ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例(平成十

年十二月鳥取県条例第二十五号)第二条の規定により設置された水ノ山自然ふれあい
館の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県立水ノ山自然ふれあい館	八頭郡若桜町

(所掌事務)

第八十五条の三 水ノ山自然ふれあい館は、国定公園水ノ山の豊かな自然を紹介し、そ
の魅力を体験できる場を提供するとともに、自然を大切にする心をはぐくむための事
務を所掌する。

第一百七条第一項の表鳥取県米子地方農林振興局の項中「・フラワーパーク係」を削り、
同条第三項地域整備課の項第九号を削り、同条第三項林業振興課の項中第二十号を削り、

第二十一号を第二十号とする。

第四章第七節第一款の次に次の二款を加える。

第一款の二 とつとり花回廊

(名称及び位置)

名 称	位 置
鳥取県立とつとり花回廊	西伯郡会見町及び岸本町並びに日野郡溝口町

(所掌事務)

第一百八条の三 とつとり花回廊は、県民に花と緑あふれる憩いの場を提供するとともに、
観光及び花き園芸の振興に資するための事務を所掌する。

第一百五十六条第一項の表鳥取県米子土木事務所の項中「住宅係・建築係」を「建築住
宅係」に改める。

附 則

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

一 第十八条の表の改正規定中鳥取県鳥取保健所運営協議会、鳥取県倉吉保健所運営
協議会及び鳥取県米子保健所運営協議会に関する部分 公布の日

二 目次の改正規定(第一款 地方農林振興局(第一百六条—第一百八条)を 「第一款
第一款の

地方農林振興局(第一百六条—第一百八条)

に改める部分に限る。)及び第一款の

二 とつとり花回廊(第一百八条の二—第一百八条の三)に改める部分に限る。)及び第一

四章第七節第一款の次に一款を加える改正規定 平成十一年四月十八日

三 目次の改正規定(第五款 自然科学館(第八十四条・第八十五条)を 「第五款
第五款の

自然科学館（第八十四条・第八十五条）

二 水ノ山自然ふれあい館（第八十五条の二・第八十五条の三）に改める部分に限る。)

及び第四章第五節第五款の次に一款を加える改正規定 平成十一年七月十八日

市町村長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第九号

市町村長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

市町村長に対する事務の委任に関する規則（昭和五十六年六月鳥取県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表中第二十三号を第二十七号とし、第二十号から第二十二号までを四号ずつ繰り下げ、同表第十九号（一）中「市街化区域内における」を削り、同号（二）中「（一）に規定する開発行為に係るものに限る。以下この号において同じ。」を削り、同号中（一）を（九）とし、（十）から（）までを六つ繰り下げ、（九）の次に次のように加える。

- (+) 第四十二条第一項の規定による建築物の敷地面積に対する建築面積の割合等の制限の設定
- (+) 第四十二条第一項ただし書の規定による建築物の建築の許可
- (+) 第四十二条第一項ただし書の規定による建築物及び特定工作物の新築等の許可
- (+) 第四十二条第一項の規定による国の機関との協議
- (+) 第四十三条第一項の規定による建築物の新築等の許可
- (+) 第四十三条第一項第六号の規定による宅地であつた旨の確認
- 別表中第十九号を第二十三号とし、第十八号を第二十二号とし、第十七号を第二十一

号とし、第十六号を第十九号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十 土地区画整理法に基づく知事の権限に属する事務のうち

次に掲げるもの

(一) 第八十六条第一項の規定による換地計画の認可（個人施

行者（市を除く。）及び地区画整理組合が施行する土地

区画整理事業に係るものに限る。以下この号において同じ。）

(二) 第九十七条第一項の規定による換地計画の変更の認可

(三) 第百三条第三項の規定による換地処分をした旨の届出の

(四) 第百三条第四項の規定による公告

受理

各市長

別表中第十五号を第十八号とし、第十四号を第十七号とし、第十三号の次に次の二号を加える。

十四 建設省所管国有財産取扱規則（昭和三十年建設省訓令第
一号）第三条第一項の規定により知事の権限に属するものと
された国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）に基づく

事務のうち次に掲げるもの

(一) 第八条第一項の規定による行政財産（建設省所管の行政

財産のうち河川法（昭和三十九年法律第一百六十七号）、道

路法（昭和二十七年法律第八十号）その他の公共物の管

理に関する特別の法律の適用のないものに限る。以下この

号及び第十六号において同じ。）の用途を廢止した場合に

おける大蔵大臣への引継ぎ（面積が一万平方メートル以下の

土地に係るものに限る。第十六号において同じ。）

(二) 第三章の二の規定による行政財産の管理を行うための他

人の土地への立入り及び境界の確定

十五 建設省所管国有財産取扱規則第三条第一項の規定により

知事の権限に属するものとされた国有財産法施行細則（昭和

二十三年大蔵省令第九十二号）第一条の三の規定による境界

標の設定（前号（二）に規定する境界の確定に係るものに限る。）

十六 建設省所管国有財産取扱規則第十七条第一項の規定によ

る行政財産の用途の廃止及び当該用途の廃止に伴う不動産登

記法（明治三十二年法律第二十四号）第三十条の規定による

登記の嘱託

各市町村長

各市町村長

(施行期日)

1 この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前になされている申請等に係る許可等の処分その他の行為については、この規則による改正後の市町村長に対する事務の委任に関する規則（以下「新委任規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日前に知事又はその委任を受けた者がした許可等の処分その他の行為は、施行日以後、新委任規則に基づき権限を委任される市町村長のした許可等の処分その他の行為とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者がする許可等の処分その他の行為についても、同様とする。

4 鳥取県事務処理権限規則（一部改正）

鳥取県事務処理権限規則（平成八年四月鳥取県規則第三十一号）の一部を次のよう

に改正する。

20の3 同法第41条第1項（同法附則第5項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の敷地面積に対する建築面積の割合等の制限の設定	<input checked="" type="radio"/>					
---	----------------------------------	--	--	--	--	--

別表第一都市計画課の項第一号22の次に次のように加える。

22の2 同法第42条第2項（同法附則第5項において準用する場合を含む。）の規定による開発許可を受けた土地における建築等に係る国の機関との協議	<input checked="" type="radio"/>
---	----------------------------------

鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則をこのに公布する。

平成十一年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 史 次

鳥取県規則第十号

鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則（昭和六十三年三月鳥取県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第十項を次のように改める。

10 県は、予算の範囲内において、民法法人であつて県が資金を拠出しているものが、

中心市街地商業活性化推進事業（次に掲げる事業を推進するためには必要な基金を造成する事業をいう。）を行う場合には、当該事業に必要な資金の一部を貸し付けるものとする。

一 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号。以下「中心市街地整備改善活性化法」という。）第十八条第三項の認定を受けた者（以下「認定構想推進事業者」という。）又は当該認定を受けようとする者が行う商業関係者、地域住民等の合意を形成するための事業

- 11 中心市街地整備改善活性化法第二十条第四項の認定を受けた認定構想推進事業者が同法第二十二条第二項に規定する認定中小売商業高度化事業計画に基づき行う商業集積の魅力を高めるために必要な業種・業態の適正配置を図る事業
- 11 認定構想推進事業者が当該認定に係る中小売商業高度化事業構想（中心市街地整備改善活性化法第十九条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変

更後のもの。以下同じ。)に基づき行う複数の商店街の活性化のための広域的な商店街活動事業

四 認定構想推進事業者が当該認定に係る中小売商業高度化事業構想に基づき行う商業の活性化に向けた事業設計・調査・システム開発事業

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の規定により貸し付けている貸付金については、なお従前の例による。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を(二)に公布する。

平成十一年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十一号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第七十号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「第七条第四項」を「第七条第四項第五号」に、「要件で老人に係るもの」を「要件」に改め、同条第二項中「第七条第四項」を「第七条第四項第六号」に、「要件で障害者に係るもの」を「要件」に改め、同項第二号中「精神薄弱者更生相談所」を「知的障害者更生相談所」に、「精神薄弱者と」を「知的障害者と」に改める。

第三条の三中「第七条第四項」を「第七条第四項第八号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条の二第二項第一号の改正規定は、平成十一年四月一日から施行する。

企 業 局 管 理 規 程

鳥取県企業局財務規程の一部を改正する規程を(一)に公布する。

平成十一年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県企業局管理規程第一号

鳥取県企業局財務規程の一部を改正する規程

鳥取県企業局財務規程(昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第八号)の一部を次のように改正する。

第四十九条中「二十万円」を「十万円」に改める。

別表第一の鳥取県営電気事業勘定科目資産の部(1)固定資産の表中「耐用年数が1年以上であつて取締会議が20万円以上のものを」とを削る。

第二十四号様式及び第二十四号様式の二を次のように改める。

第24号様式（第16条、第17条、第25条、第31条、第33条の2、第66条関係）
その1

表 面

納入通知書・領収書			領 取 清 通 知 書		
納入者 住所氏名 番号 款目	年度	事業会計	納入者 住所氏名 番号 款目	年度	事業会計
日本 万 円	百万 千 円	円	日本 万 円	百万 千 円	円
金額			金額		
ただし、			上記の金額を領収したので通知します。		
上記の金額を領収したので通知します。			上記の金額を領収したので通知します。		
納入場所 年 月 日 島根県知事 氏名 国 上記の金額を領収しました。 銀行 店 ㊞			納入場所 年 月 日 島根県企業局企業出納員 様 上記の金額を領収しました。 銀行 店 ㊞		

裏 面

領取済通知書(控)		
納入者 住所氏名 番号 款目	年度	事業会計
日本 万 円	百万 千 円	円
金額		
ただし、		
上記のとおり払ひ込みます。 上記の金額を領収しました。 銀行 店 ㊞		

その2

納入通知書・領収書			領収済通知書(控)		
納入者 住所氏名 番号 款目	年度	事業会計	納入者 住所氏名 番号 款目	年度	事業会計
日本 万 円	百万 千 円	円	日本 万 円	百万 千 円	円
金額			金額		
ただし、			上記の金額を領収したので通知します。		
上記の金額を領収したので通知します。			上記の金額を領収したので通知します。		
納入場所 年 月 日 島根県知事 氏名 国 上記の金額を領収しました。 銀行 店 ㊞			納入場所 年 月 日 島根県企業局企業出納員 様 上記の金額を領収しました。 銀行 店 ㊞		

第24号様式の2（第15条、第16条の2、第16条の3、第17条、第31条、第66条関係）
その1

表 面

払込書・領収証書			領収済通知書(払込書)		
払込者 住所 氏名	年度	事業会計	払込者 住所 氏名	年度	事業会計
日本 万 円	百万 千 円	円	日本 万 円	百万 千 円	円
金額			金額		
ただし、			上記の金額を領収したので通知します。		
上記のとおり払ひ込みます。 上記の金額を領収しました。 銀行 店 ㊞			上記の金額を領収したので通知します。		

裏面

領収済通知書(払込書控)

払 住 所 者 氏 名	事業会計		
年度	百万	千	円
ただし、			

鳥取県病院局管理規程第一号

鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程を以て公布する。

平成十一年三月十一日

鳥取県當病院事業管理者 岩富 緑

払 住 所 者 氏 名	事業会計		
年度	百万	千	円
ただし、			

その2

払込書・領取証書

領収済通知書(払込書控)

領収済通知書(払込書)

改める。

鳥取県病院局財務規程（平成七年三月鳥取県病院局管理規程第十一号）の一部を次の
よへじ改正する。

第五十四条中「一年未満や」を「が一年未満又は」に、「二十万円」を「十万円」に
改める。

別表の費用の表中

特別損失

固定資産売却損
臨時損失過年度損益
正修

その他特別損失

を

固定資産売却損
臨時損失過年度損益
正修

その他特別損失

を

ただし、

上記のとおり払い込みます。

年 月 日

上記の金額を領収したので通知しま
す。

年 月 日

上記の金額を領収しました。

年 月 日

銀行店

銀行店

銀行店

銀行店

鳥取県企業局会員出納員 様

特 別 損 失

固定資産売却損
臨時損失過年度損益
正修

その他特別損失

を

改め、同表の資産の固定資産の表中「20万円」を

「10万円」に改める。

附 則

この規程は、平成十一年四月一日から施行する。

この規程は、平成十一年四月一日から施行する。